

「公文書情報公開システム（仮称）」の構築について

1 これまでの経緯

（1）条例改正

平成29年7月1日に情報公開条例を改正（条例17条、18条、35条、36条）

①閲覧手数料無料化及び写しの交付手数料減額、②情報提供におけるICT活用、③行政情報の積極的な公表

（2）「公文書情報提供サービス」の開始

上記（1）②の具体的な取組の1つとして、インターネットを通じて都民から提供依頼を受けた公文書情報を電子データで無料提供する「公文書情報提供サービス」を平成29年10月30日から開始

（3）「公文書情報公開システム（仮称）」の構築

上記（1）②及び③の具体的な取組として、開示請求や情報提供依頼が多い公文書データをICTを活用し、各局が積極的に公文書情報を公開するための新たなプラットフォーム「公文書情報公開システム（仮称）」を構築する。

2 「公文書情報公開システム（仮称）」の構築

（1）目的

開示請求や情報提供依頼が多い公文書データを、各局が自ら積極的に「公文書情報公開システム（仮称）」に登録することで、

①来庁を前提としていた情報提供について、職場や自宅からデータが取得可能となることによる都民の利便性を向上

②同一公文書への開示請求に対し、その都度の個別対応から一括対応へのシフトが可能になる。

（2）システムの概要

①各局が保有する公文書のうち、都民ニーズの高い公文書データを各局担当職員が、システムにアップロードしデータベース化

②都民等がウェブサイトからシステムにアクセスし、キーワードや部署名等から公文書を簡単に検索でき、必要な公文書データを即座に取得可能

（3）スケジュール

- システム開発：平成30（2018）年4月～平成31（2019）年3月
- 運用開始：平成31（2019）年度の早期

